

印西市JR木下駅自由通路内展示スペース利用実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民等の利用に供するための掲示板で、市長が管理する印西市JR木下駅自由通路内展示スペース（以下「展示スペース」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(展示できない広告物)

第2条 展示スペースに展示できない広告物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 政治、宗教及び営利行為に関するもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- (3) 著しく汚染し、又はたい色したもの
- (4) 展示スペースの管理上支障があるもの
- (5) その他広告物として適切でない認められるもの

(利用対象者)

第3条 利用対象者は、印西市に住所を有する個人又は事務所を有する団体とする。

(利用申請)

第4条 展示スペースに広告物を掲出しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、印西市JR木下駅自由通路内展示スペース利用承認申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に承認を受けようとする広告物を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の承認をしたときは、前項の申請書の写しに利用を承認する期間等を付し、印西市JR木下駅自由通路内展示スペース利用承認書（別記第2号様式）を交付するものとする。

4 市長は、管理上必要があると認めるときは、第1項の承認について条件を付することができる。

(展示期間)

第5条 広告物の展示期間は、当面の間1か月以内とする。

(受付期間)

第6条 申請書の受付期間は、利用開始の1か月前から7日前までの平日とする。

(利用料)

第7条 利用料は無料とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 第4条第3項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、広告物を掲出する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告物の管理責任)

第9条 利用者は、展示期間中の広告物の管理責任を負うものとする。

2 利用者は、広告物の目的が終了したときは、速やかに撤去しなければならない。

(事故に対する責任)

第10条 展示中に広告物をき損し、又は亡失しても市はその責を負わない。

(利用承認の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

(2) 利用承認の条件に違反したとき。

(3) この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に該当するときは、利用者に対し、広告物の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

3 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市は、その責めを負わない。

(無許可広告物の取扱い)

第12条 市長の許可を受けないで展示スペースに掲出した広告物があるときは、市長はこれを掲出した者に対し、撤去させるものとする。

(損害賠償)

第13条 展示スペースを汚損し、き損し、又は滅失した者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式(第 4 条)

J R 木下駅自由通路内展示スペース利用承認申請書

申請日 年 月 日

(あて先) 印西市長

申請者 住所

氏名

電話

(法人の場合は法人名及び代表者名)

次のとおり広告物を掲出したいので、印西市 J R 木下駅自由通路内展示スペース利用実要領第 4 条第 2 項の規定により申請します。

利用目的							
利用期間	年 月 日 ~			年 月 日			
利用場所					改札		
	1	2	3	4	5 6		
	通 路						
鍵No	—			返却日	年 月 日		
鍵 貸出・ 返却場所	本埜支所			印西市役所			
備 考	<p>1 鍵貸出・返却場所 本埜支所 土木管理課(印西市笠神 2587 2F) 印西市役所 都市整備課(印西市大森 2364-2 別館2F)</p> <p>2 申請窓口 土木管理課窓口または郵送・FAX にて申請してください。</p> <p>3 都市整備課で鍵を受け取りの際は承認書を必ず持参してください。</p> <p>問い合わせ先 土木管理課許認可係(TEL 0476-33-4609 FAX 0476-80-9325)</p>						

J R木下駅自由通路内展示スペース利用承認書

年 月 日

様

印西市長

次のとおり、印西市J R木下駅自由通路内展示スペース利用実施要領第4条第3項の規定により承認します。

承認番号	—												
利用目的													
利用期間	年	月	日	～	年	月	日						
利用場所	<table border="1" style="display: inline-table; text-align: center;"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table>				1	2	3	4	改札	<table border="1" style="display: inline-table; text-align: center;"> <tr> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </table>		5	6
1	2	3	4										
5	6												
	通路												
鍵No.	返却日												
<p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 展示スペースは常に丁寧に扱うこととし、破損等が発生した場合は土木管理課に必ず報告すること。 2. 申請者は、その責任において、展示作業及び撤去を行うこととする。 また、利用期間が終了したときは、速やかに撤去しなければならない。撤去に際し使用したスペースは清掃を行うこと。 3. 市は、展示作品についての破損等に伴う賠償は行わないものとする。 4. 申請者が展示スペースを破損または汚損した場合には、市はその経費を請求することができるものとする。 5. 市は、申請内容と展示内容が異なる場合又は展示スペースの管理上やむを得ない事情が生じた場合は、展示内容の変更又は展示を中止することができる。 6. 展示スペースの利用申し込みが多くなった場合、市は、展示スペースの範囲と利用期間について調整することができるものとする。 													